公益財団法人大分県市町村振興協会市町村職員派遣研修助成規程

（趣旨）

第１条　この規程は、公益財団法人大分県市町村振興協会（以下「この法人」という。）が、市町村等に対する市町村職員派遣研修助成金（公益財団法人大分県市町村振興協会助成金交付規程第３条第１号に規定する事業に対して交付する助成金をいう。以下「この助成金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

（対象研修、助成金額等）

第２条　次の各号に掲げる研修機関に職員を派遣する場合は、研修受講者１名について各号に定める金額を限度として助成金を交付する。

(1) 市町村職員中央研修所　８万円

(2) 全国市町村国際文化研修所　６万円

(3) 一般財団法人全国建設研修センター　１２万円

２　次に掲げる法人が主催する研修に職員を派遣する場合には、研修受講者１名について１２万円を限度として助成金を交付する。この場合において、研修が開催される場所が大阪府にあっては１０万円、福岡県にあっては６万円を限度とする。

(1) 公益社団法人日本水道協会

(2) 地方共同法人日本下水道事業団

(3) 公益社団法人日本下水道協会

３　この助成金の対象となる経費は、次のとおりとする。

(1) 研修費

(2) 食費

(3) 研修生活動費

(4) 教材用図書費

(5) 各市町村の規定による旅費

(6) その他理事長が適当と認めるもの

（助成の時期）

第３条　この助成金の交付は、前期（当該年度の４月から９月までの研修受講者）と後期（当該年度の１０月から３月までの研修受講者）に分けて行うものとする。

（助成金の申請）

第４条　この助成金の交付申請を受けようとする市町村は、市町村職員派遣研修助成金交付申請書（様式第１号）に関係書類を添付のうえ、この法人に提出するものとする。

（助成金の交付）

第５条　理事長は、前条の申請に係る書類を審査し、この助成金を交付すべきものと

認めたときは、市町村職員派遣研修助成金交付決定通知書（様式第２号）により当該市町村に通知のうえ、速やかにこの助成金を交付するものとする。

（委任）

第６条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が定める。

附則

この規程は、公益財団法人大分県市町村振興協会の設立の登記の日から施行する。

附則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

様式１号（第４条関係）

第　　号

平成　　年　　月　　号

公益財団法人大分県市町村振興協会

理事長　　殿

市町村長　　印

市町村職員派遣研修助成金交付申請書

市町村職員派遣研修助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額　　円（　　人分）

ただし、平成___年度（前・後）期分として

※添付書類

・市町村職員派遣研修助成金交付申請明細書
・受講決定通知書など受講経費がわかるものの写し
・修了証書など実際に受講したことがわかるものの写し
・旅行命令書など旅費がわかるものの写し

市町村職員派遣研修助成金交付申請明細書

研修機関	受講者氏名	研修名	期間							合計	助成申請額
				旅費	受講経費						
						研修費	食費	研修生活動費	教材用図書費		

様式２号(第５条関係)

大振協発第　　号
平成　　年　　月　　号

市町村長　殿

公益財団法人大分県市町村振興協会
理事長

市町村職員派遣研修助成金交付決定通知書

職員の派遣研修に対する助成を下記のとおり決定しましたので通知いたします。

記

助成額　　円(　　人分)
ただし、平成___年度(前・後)期分として